

通所介護重要事項説明書

<令和8年4月1日現在>

1. 当センターが提供するサービスについての相談窓口

電話 0195-78-3720 (午前8時30分～午後5時00分まで)

担当 田村 悦子 柚 和哉

*ご不明の点は、なんでもおたずね下さい。

2. 松尾デイサービスセンターの概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

名称	松尾デイサービスセンター
所在地	岩手県八幡平市柏台二丁目9番2号
介護保険指定番号	通所介護0372100669
サービスを提供する対象地域	八幡平市

(2) 職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者		1(1)名	0名	業務の管理	1(1)名
生活相談員	社福主事任用	1(3)名	0名	各種相談等	1(3)名
看護職員 介護職員	看護・准看護師	2(2)名	0名	健康管理 入浴等の介助	2(2)名
	介護福祉士	3(2)名	0名		3(2)名
	その他	1(0)名	0名		1(0)名
機能訓練指導員	看護・准看護師	2(2)名	0名	機能訓練等	2(2)名

() 書き人数は職種の兼務で再掲

(3) 定員・設備の概要

定員	25名	静養室	40㎡
食堂兼機能訓練室	145.4㎡	事務室兼相談室	24.8㎡
浴室	普通浴槽 リフト付き浴槽	送迎車	4台
厨房	16.7㎡	その他	機械室・トイレ等

(4) 営業時間

営業日・営業時間	月曜日～土曜日・午前8:00～午後5:00 ただし、年末年始を除く(12月31日～1月3日)
サービス提供時間	月曜日～土曜日・午前9:00～午後4:10

3. サービス内容

- ①送迎 9：00 デイサービス到着（自宅玄関までお迎えに上がります。）
 16：10 デイサービスから自宅玄関までお送りいたします。
- ②健康チェック 9：05 血圧・体温・脈拍・体調聞き取りにより確認します。
- ③入浴 9：30 2箇所（2箇所）の浴槽によりゆっくり入浴していただきます。
 1箇所にはリフトが設備され車椅子の方でも入浴できます。
- ④機能訓練 11：30 ストレッチ体操を実施した後、個々に行う機能訓練を行いません。
- ⑤食事 12：00 旬の食材を使用した季節感あふれる食事を提供いたします。
- ⑥余暇活動 14：00 ストレッチ体操を実施した後、個々に行う機能訓練やいくつかのメニューから自分に合った余暇活動を楽しんでいただきます。
- ⑦生活相談等

4. 料金

(1) デイサービス利用料（保険適用料）

	1日あたりの利用料金	介護保険適用時の 1日あたりの自己負担額
要介護1	¥6,580	¥658
要介護2	¥7,770	¥777
要介護3	¥9,000	¥900
要介護4	¥10,230	¥1,023
要介護5	¥11,480	¥1,148
入浴介助	¥400	¥40
機能訓練	¥560	¥56
サービス提供体制強化	¥220	¥22
介護職員処遇改善加算 I	利用合計の92/1000	利用合計の92/1000

※上記金額は、7時間以上8時間未満のサービス提供を行った場合の料金です。

※都合によりサービス提供時間が短かった場合には、別に国が定める料金になります。

・自己負担利用料

昼食代 1食あたり¥700

おむつ代、レクリエーション、その他必要と認められる費用等

介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。

その場合は一旦1日あたりの利用料金（10割）を頂き、サービス提供証明書を発行致します。サービス提供証明書を後日八幡平市の窓口へ提出しますと、利用料金の差額（保険適用分9割または7割）の払戻を受けることができます。

○上記によるあなた様の1日当たり利用料金（介護保険負担分+食費）

但し、利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスである時は、介護保険法及び関係法令に規定する額になります。

現在の介護度（要介護1・要介護2・要介護3・要介護4・要介護5）

利用料金 _____ 円

(2) キャンセル料

お客様のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

- ①ご利用日の前営業日午後5時までにご連絡いただいた場合 無料
- ②ご利用日の当日に連絡いただいた場合または当日に連絡がなかった場合 700円

(3) 支払方法

- ①利用者は、サービスの対価として利用単位毎の料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。
- ②事業者は、当月の料金の合計額を請求書に明細を付して、翌月10日までに利用者に請求します。
- ③利用者は、当月の料金の合計額を翌月末日までに、郵便局自動引き落とし若しくは、指定口座に送金により支払います。
- ④事業者は、利用者から料金の支払を受けた時は、利用者に対し領収書を発行します。

5. サービスの利用方法

(1) 事業所と利用者が契約を行ってからサービスの提供を開始します。

居宅サービス計画の作成を依頼している場合には、事前に介護支援専門員にご相談ください。

(2) サービスの終了

- ①利用者の都合でサービスを終了する場合、終了の希望する日の1週間前までに文書でお申し出下さい。
- ②事業者の都合でサービスを終了する場合、終了1ヶ月前までに文書で通知します。
- ③以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。
 - ・利用者が介護保険施設に入所した場合
 - ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）または要支援1、要支援2と認定された場合
 - ・利用者がお亡くなりになった場合
- ④その他
 - ・事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - ・事業者が守秘義務に反した場合、
 - ・事業者が利用者ご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
 - ・事業者が破産した場合

上記の場合、利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。

- ・利用者が、サービス利用料金の支払を1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合
- ・利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合
- ・利用者が入院もしくは病気等により、3ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合
- ・利用者や家族などが当センターや当センターのサービス従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合

上記の場合、事業者は文書で通知することにより、即座に契約を終了させていただく場合がございます。

(3) サービスの中止及び緊急時の対応

- ①風邪、病気（法廷伝染病・感染症を含む）の際はサービスの提供をお断りすることがあります。
- ②当日の健康チェックの結果体調が悪い場合、サービス内容の変更または中止することがあります。その場合、ご家族に連絡の上、適切に対応します。
- ③ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止し、ご家族のお迎えをお願いします。緊急の場合は近隣の病院の受診へ繋ぎ、ご家族が到着するまで付き添います。また、こちらの判断で救急車を要請した場合は職員が付き添うことはできません。救急隊の指示の下、直接病院へ向かうようお願いします。

6. サービス利用に当たっての留意事項

利用者のサービス利用に当たり次の行為を禁止いたします。

- (1) 宗教や習慣等で他人を排撃し又は自己の利益のため他人の自由を侵すこと。
- (2) 喧嘩、口論、泥酔等他の利用者の迷惑となること。
- (3) 秩序、風紀を乱し又は安全衛生を害すること。
- (4) 事業所内に食品の持ち込み。
- (5) 事業所の送迎バスを利用するの通院、買い物等の為の外出。
- (6) 法定伝染病、感染症にかかっている人。
- (7) ペット、動物の持ち込み。
- (8) その他必要と思われる事は随時検討し、利用者に連絡する。

7 サービス内容に関する苦情

- ① 通所介護に関する相談、要望、苦情等は担当者が対応いたします。

苦情受付担当者：生活相談員（兼介護職員）・田村 悦子 ・ 柚 和哉

電話0195-78-3720 FAX0195-78-3721

(午前9時～午後5時まで)

苦情解決責任者：管理者（兼生活相談員） 菅原 一幸

- ②当センター以外に相談・苦情等を伝えることができます。

ア 八幡平市福祉事務所高齢福祉係

電話0195-74-2111

イ 岩手県国民健康保険団体連合会（苦情処理委員）電話019-604-6700

通所介護の提供開始に当たり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者 所在地 岩手県八幡平市柏台二丁目九番二号

名称 松尾デイサービスセンター

代表者 管理者 菅原 一幸

印

事業所 名称 松尾デイサービスセンター

説明者 生活相談員 田村 悦子

印

私は、契約書および本書面により、事業者から通所介護についての重要事項の説明を受け、サービスの提供開始について同意します。

利用者 住所

氏名

印

(代理人) 住所

氏名

印